

不動産引渡命令を申立される方へ

岐阜地方裁判所本庁執行係

※引渡命令の申立の期限は、代金納付された日より原則6ヶ月以内です。

1. 申立書の書式、必要事項の記入

書式は代金納付手続を行った窓口にてお渡しします。ご自分で作成していただいたものでも構いません。必要事項を記入していただき、分からないことがあればお尋ねください。文字等を間違えたときは、二重線で削除し、訂正印を押してください。

2. 申立書の他に用意していただくもの

- ・ 申立手数料 相手方1人につき、収入印紙500円
- ・ 郵便切手 引渡命令正本を送付するために使用します。
 - (1) 1220円×相手方の数
 - (2) あなたが命令正本の受領書を裁判所に提出する場合 110円×1
 - あなたが命令正本の受領書を裁判所に提出しない場合 1220円×1
- ・ 入札の際に使用した印鑑
- ・ 相手方が法人の場合→商業登記簿謄本（但し、相手方が事件当事者の場合は不要）
- ・ 代金納付期限通知書最終ページにある「物件目録」のコピー1部

3. 申立書等の提出

代金納付手続を行った窓口へ提出してください。

この日の手続きは以上となります。

4. 相手方へ不動産引渡命令が届いたかどうかの確認

お手元に不動産引渡命令正本が届きましたら、その日から3～5日後に担当の書記官へ確認の電話を入れてください。送達が完了していれば命令の確定日をお伝えします。確定日以降に、申立書を提出した窓口にお越しください。強制執行申立の手続をしていただくことができます。

※ 引渡命令が相手方に届いてから1週間以内に、相手方から執行抗告（不服の申立）がなされなければ命令は確定します。命令が確定しない間は、強制執行の申立をすることができません。

5. 強制執行を申し立てるための準備

強制執行を行うために、不動産引渡命令正本に「執行文」を付する必要があります。また、相手方に不動産引渡命令正本が届いたことを証明する「送達証明書」も必要です。お手元に届いた引渡命令正本、印鑑、収入印紙（執行文用300円と送達証明書用150円×相手方の数分）を持って窓口へお越しください。

* 執行係書記官室での不動産引渡命令に関する手続きは以上です。



不動産引渡命令申立書

岐阜地方裁判所執行係 御中

令和 年 月 日

〒
住所

申立人(買受人)

印

TEL

〒
住所

相手方

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の不動産を引き渡せ。

申立ての理由

- 1 申立人は、御庁令和 年()第 号不動産競売事件において、別紙物件目録記載の不動産を買い受け、令和 年 月 日代金を納付した。
- 2 相手方は、上記不動産の元所有者である。
 相手方は、上記不動産を何らの正当な権原なく占有している。
 相手方に対し、同不動産の使用の対価につき、相当の期間を定め
て1か月分以上の支払を催告したが、その期間内に支払いがなされない。
- 3 よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

受領書

申立人

相手方

上記当事者間の御庁令和 年(ヲ)第 号の不動産引渡命令正本1通
受け取りました。

令和 年 月 日

申立人

印

岐阜地方裁判所執行係 御中



執行文付与申請書

岐阜地方裁判所 御中

令和 年 月 日

債権者 印

住 所
債権者

住 所
債務者

上記当事者間の御庁令和 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立事件について、令和 年 月 日決定された引渡命令は、令和 年 月 日確定したので、債務者に対し強制執行するため、同引渡命令に執行文を付与されたく申請します。

請 書

上記執行力ある引渡命令正本1通受け取りました。

前同日

債権者 印

岐阜地方裁判所 御中

収入印紙

150円

送達証明申請書

岐阜地方裁判所執行係 御中

令和 年 月 日

申立人 印

相手方

上記当事者間の御庁令和 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立事件について、不動産引渡命令正本が令和 年 月 日に相手方に送達されたことを証明願います。

受領書

上記事件の送達証明書1通受け取りました。

前同日

申立人 印

岐阜地方裁判所執行係 御中

送達証明申請書

岐阜地方裁判所執行係 御中

令和 年 月 日

申立人

印

相手方

上記当事者間の御庁令和 年(ヲ)第 号不動産引渡命令申立事件について、不動産引渡命令正本が令和 年 月 日に相手方に送達されたことを証明願います。

上記証明する。

令和 年 月 日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官